

# 韓国のコメ関税化猶予延長に対するコメ対策と親環境農業政策

横浜市立大学国際総合科学部教授 倉持 和雄

	頁
1 本稿の課題	63
2 韓国のコメ関税化猶予決定の経過とその内容	64
3 農業・農村総合対策	66
1) 農業・農村総合対策の目指すもの	
2) コメ対策	
3) コメ交渉同意案批准に向けた追加支援対策	
4 親環境農業政策	78
1) 韓国における親環境農業政策の概況	
2) 2005年親環境農業主要施策	
3) 2005年親環境農業直接支払制	
5 小括	85



# 韓国のコメ関税化猶予延長に対するコメ対策と親環境農業政策

倉持 委員

## 1 本稿の課題

韓国は日本と同様にコメを主食とする国である。コメが依然として農業において大きな位置を占めている。因みに2004年度についてコメに関わる指標を見て見よう。まず、耕地面積のうち水田が占める比率は67.0%であり、総農家の73.7%がコメ生産をしている。つぎに、農業生産額のうちコメのしめる比重は27.6%、そして農業粗収入に占めるコメの比重は32.5%である。農業粗収入に占める比重は1990年に48.2%であったから、農家経済に占めるコメの地位は、この間、大きく低下しているといえる<sup>1</sup>。ここから言えることは、コメに依存する農家が依然として多いにも拘わらず、コメからの収入がどんどん減ってきているということである。それだけに、コメ生産農家の不満は大きくなっている。

このように国民がコメを主食とし、コメが農業の支柱であるために、食糧の安全保障、農民保護の観点から、韓国は長い間、自由化＝関税化を避けてきた。ところが、WTO体制の出帆にあたって農産物も関税化を迫られることになった。コメも例外ではなかった。しかし、せめてコメについては自由化を避けたいと、韓国はウルグアイラウンドで、日本とも共同して粘り強い交渉を続けた。その結果、当面、コメ関税化の猶予が認められたのである。しかし、本来、関税化を原則としているため、猶予期間中、例外措置の見返りとして、ある程度のコメ輸入義務を課されたのである。これがミニマムアクセスというものである。つまり関税化猶予によって、少量とはいえ、むしろ確実に外国産のコメが輸入されることになった。コメ市場が部分的に開放されたのである。

1994年に妥結したウルグアイラウンドで、日本は猶予期間5年間（ただし、この間のミニマムアクセス量は、消費量の4%から8%までとするという条件）であったが、韓国は途上国待遇を認められ、猶予期間は10年間、そしてミニマムアクセス量は1%から4%までにするというものであった。こうして日韓両国はともに、コメの自由化＝関税化をせずにWTO体制を迎えたのである。しかし、周知のように日本は猶予期間終了前に関税化へ移行した。ミニマムアクセスの義務的な輸入よりも、関税化（高率関税による）が有利と判断したためである。一方、その後も関税化猶予を続けていた韓国は、2004年末に猶予期間が終了することになっていて、その去就が注目されていた。日本が関税化に移行していたので、韓国の関税化も避けられないのではないかと思われたが、韓国政府はコメ関税化猶予をさらに延長することにした。この意思決定の背景には、コメの自由化に強く反発す

<sup>1</sup> 農林部『農林業主要統計 2005』（2005年9月）より算出。

る農民運動があった。周知のように、韓国の農民運動は、いまや国内だけでなく、WTO会議をおこなう海外にまで出かけて行って、激しい示威活動を繰り返している<sup>2</sup>。

こうして韓国政府はコメ関税化猶予の意思表示をしたが、それで関税化猶予が決まるというものではない。韓国政府は、コメを韓国へ輸出しようと希望するWTO加盟国と交渉し、WTOの合意を得なければならなかった。その交渉によってミニマムアクセス量やその他、付帯条件が韓国に課されることになる。しかし、こうした条件に対して、国内では農民の猛反発が予想された。韓国政府はまさに内外から圧力を受けながら、コメ関税化猶予延長問題に取り組まねばならなかったのである。

さて本稿は、このコメ関税化猶予延長をめぐる韓国政府のコメ対策を考察しようとするものである。具体的には、第一に、コメ交渉を控えて打ち出された農業・農村総合対策を軸としたコメ対策案の内容を明らかにすることである。第二に、コメ交渉に伴う直接的なコメ対策とはいえないが、コメ市場開放を意識して考案された親環境農業直接支払制の現状を明らかにすることである。本稿は基本的に最新の政策内容をできるだけ簡潔に紹介するということを目的にしたものである。それだけに、政策に対する批判的考察や農業実態と照らし合わせた分析が不十分であるが、それは別の機会に譲りたい。

## 2 韓国のコメ関税化猶予決定の経過とその内容

さて、まずはコメ関税化猶予交渉経過とその結果について確認しておこう。前述のように韓国政府は関税化猶予延長の意思を固め、2004年1月20日、このための交渉に入ることをWTOに通報した。そして、2004年5月6日、米国との二国間交渉を皮切りに、対韓国コメ輸出意思を表明した9カ国（米国、中国、オーストラリア、タイ、インド、カナダ、エジプト、アルゼンチン、パキスタン）との交渉がはじまった。交渉は長期化し、途中、何度か決裂の危機を経たが、ともかく妥結に至った。そして、猶予期限終了直前の2004年12月30日にコメ交渉同意案の結果発表にこぎつけ、これをWTOに通報することが出来た。しかし、この交渉同意案は国会批准を要したために、妥結内容に不満を持つ農民団体の圧力でコメ交渉の国会批准は困難を極めることになった。

2005年6月7日、政府は交渉同意案を国会に提出した。その後、国会常任委員会に上程して、8月以降、何度も批准の議決が試みられたが、農民をバックにした民主労働党議員

---

<sup>2</sup> 2003年9月、カンクンにおけるWTO会議の時には、一韓国農民が抗議のために割腹自殺して世界を驚かせた。また2005年12月、香港でのWTO会議でも激しい示威行動を展開して、多数の韓国農民が逮捕された。

の反対と実力行使で議決が妨げられていた。10月27日、常任委員会でやっと議決され、そして11月23日の本会議での議決となったのである。この間、批准の遅延に対して米国はじめカナダ、インド、オーストラリアなどから憂慮の声が上がっていた。猶予期間延長の開始年度となる2005年も、残すところ僅かとなっていたからである。もし批准に失敗すれば、韓国のコメ関税化猶予は水泡に帰すだけでなく、国際信義を失うところであった。ともかく、時間切れぎりぎり、韓国のコメ関税化猶予延長が決まったのである<sup>3</sup>。

さて、では韓国農民の反発を買った今回のコメ交渉同意案とはどんな内容なのか、それを確認しておこう。その主要内容は、以下の通りである<sup>4</sup>。

第一に、コメ関税化を2005年から2014年まで10年間猶予するというものである。ただし、5年目の2009年に履行条項を多国間で検討し、また猶予期間中、いつでも関税化に移行することができる。

第二に、猶予期間中のミニマムアクセス量は、精穀基準で2005年225,575トン（1988～1990年の平均消費量の4.4%）から2014年408,700トン（7.96%）まで、均等に増加させるということになった。ただし、現行のミニマムアクセス量205,228トンは2001年から2003年までの輸入実績に基づき、中国（116,159トン）、米国（50,076トン）、タイ（29,963トン）、オーストラリア（9,030トン）の4カ国に割り当て、今後増加するミニマムアクセス量は最恵国待遇の原則により運営することとした。

第三に、ミニマムアクセスの輸入方式は現行のように全量国営貿易方式とし、ミニマムアクセス量のうち2005年に10%を飯米用として市場で流通させ、この量を2010年30%まで均等に増加させることを条件とした。

このようにコメ関税化はしないものの、今後これまで以上のコメ輸入を継続し、しかも、その一部は飯米用として市場流通が義務付けられたのである。ミニマムアクセス量は1988～1990年を基準年としたため、コメ消費量の漸減傾向からして、2014年の輸入量は、この時の消費量の恐らく12%程度に達するものと考えられている<sup>5</sup>。つまり、実際は数字以上の市場開放幅になるのである。農民たちはこのような韓国コメ市場の実質的な大幅開放に猛反発したわけである。しかし、WTOに加盟していて関税化を避ける限り、韓国政府がこうした条件を受け容れることは、やむを得なかったと言わざるを得ない。

---

<sup>3</sup> コメ関税化猶予決定の経過については、国民日報2005年11月23日の記事はじめ中央日報、朝鮮日報などの記事を参照。

<sup>4</sup> 農林部報道発表文「政府コメ関税化猶予延長最終決定、WTOに通報」（2004年12月30日）（[http://210.114.108.6/epic\\_attach/2004/R0412438.hwp](http://210.114.108.6/epic_attach/2004/R0412438.hwp)）などを参照。

<sup>5</sup> 「コメ対策についての朴財経次官との一問一答」（2005年11月24日）（<http://blog.naver.com/ebinpa?Redirect=Log&logNo=80019806846>）

### 3 農業・農村総合対策

韓国政府はコメ関税化猶予延長意思を固めるのと併行して、「先対策・後交渉」の立場からコメの実質的な市場開放に備えてコメ対策を打ち出した。2004年2月23日に発表した農業・農村総合対策は、市場開放時代のコメ対策を含めて、向こう10年間の韓国農政ロードマップとして樹立されたものである<sup>6</sup>。そこで、農業・農村総合対策の内容について、主としてコメ対策に注目しながら、以下、見ていきたい。

#### 1) 農業・農村総合対策の目指すもの

農林部は、農業・農村総合対策が、農業中心の政策から農業・農業人・農村を対象とした包括的な総合対策であると述べているが、それは必ずしも目新しいものとは言えないであろう。すでに1989年の農漁村発展総合対策や1994年の農漁村発展対策及び農政改革推進法案などにも、そうした発想がある程度見られるからである。しかし、総合対策の体系性においてより整備されており、安全で高品質な食品の生産を目指す親環境農業を重視した点、さらに、政策手段として直接支払制を拡充した点で特徴があると言えよう。

まず、農業・農村総合対策の大枠を示せば、表1の通りである。ここから分かるように、総合対策は三つの柱からなる。第一の柱は持続可能な生命産業として農業を育成する農業政策、第二の柱は農業を担う農業人の所得を都市勤労者と同水準にするための所得政策、第三の柱は農村らしさを備えた快適な生活空間を実現するための農村政策である。三つの柱となる農業政策、所得政策、農村政策は、さらに施策の性格から、第一の農業政策は①農業体質強化、②親環境農業・安全性向上、③新しい成長動力を目指す施策、第二の所得政策は①直接支払制大幅拡大、②経営安定装置強化、③農外所得源拡充を目指す施策、そして第三の農村政策は①社会安全網拡充、②教育・医療・福祉インフラ構築、③農村地域開発を目指す施策に大きく分類できる。さらに具体的な施策については、表2のようにそのロードマップを示している。

---

<sup>6</sup> 農林部『農業・農村総合対策基本計画』（2004年2月）

([http://mfiles.naver.net/6ebd5b8297cca2143354/data6/2005/2/13/177/01\\_%C1%BE%C7%D5%B4%EB%C3%A5%B1%E2%BA%BB%B0%E8%C8%B9.hwp](http://mfiles.naver.net/6ebd5b8297cca2143354/data6/2005/2/13/177/01_%C1%BE%C7%D5%B4%EB%C3%A5%B1%E2%BA%BB%B0%E8%C8%B9.hwp))

表1 農業・農村総合対策の基本枠組み

	農業	農業人	農村
ビジョン	農村と都市が共に生きる均衡発展社会		
	持続可能な生命産業として育成	都市勤労者と相応する所得実現	農村らしさを備えた快適な生活空間
政策枠組	農業政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場指向的構造改編</li> <li>・ 親環境</li> <li>・ 高品質農業</li> <li>・ 新しい成長動力拡充</li> </ul>	所得政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接支払制拡充</li> <li>・ 経営安定装置強化</li> <li>・ 農外所得増大</li> </ul>	農村政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村地域開発</li> <li>・ 社会安全網強化</li> <li>・ 福祉インフラ拡充</li> </ul>
	地域農業特化発展		
パラダイム	政策対象：農業中心→農業・食品・農村 支援方式：平均的支援→農家類型別政策差別化 政策手段：政府補助、価格支持→市場指向、所得補助 農村性格：農業生産空間→生産＋定住＋休養空間		
2013年の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境的に安全な農産物供給で内需市場を確保し、高品質・競争力優位品目の輸出市場拡大</li> <li>・ コメ専業農の生産比重：41000戸／22%（2002）→7万戸／50%</li> <li>・ コメ中心農業が緩和 農業GDP対比コメの比重：33%（2002）→25%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人当たり都農間所得比較：90%（2002）→105%</li> <li>・ 農家所得構造の先進国化（2002→2013） 農業所得：46%→33%、農外所得33%→40%、移転所得21%→27%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家均衡発展次いで農業人福祉と地域開発を拡充し、農村人口20%水準維持</li> <li>農村人口比率：42.7%（1980）→20%（2002）→17%（2013）</li> </ul>

資料：農林部解説資料『新しい10年を開く農業・農村総合対策』（2004年2月23日）

([http://210.114.108.6/epic\\_attach/2004/D0402034.pdf](http://210.114.108.6/epic_attach/2004/D0402034.pdf)) より筆者作成

表2 農業・農村総合対策のロードマップ

		1段階(2004)	2段階(2005～2008)	3段階(2009～2013)
農業政策	農業体質強化	農地制度改編 経営移譲直接支払制:年金方式改編	秋穀買入制廃止及び公共備蓄導入(05) 最低価格保証制度改編(06) 農地銀行制度導入(05) 振興地域外優良農と振興地域内畑に拡大(05)	
	親環境農業・安全性向上	有機質肥料供給:60万トン GAP導入根拠準備 生産履歴制モデル実施 産地共同マーケティング組織:20カ所	親環境農産物:5%(05) 70万トンに拡大(05) 輸出農産物などモデル実施(05) 後、全品目に拡大(06) 100カ所に拡大(13)	10%に拡大(10) 150万トンに拡大(13)  200カ所に拡大(13)
	新しい成長動力	食品産業育成法制定 輸出用共同ブランド開発	韓国農業専門学校改編 農産物栄養性表示制導入(05)	農食品輸出50億\$(13)
所得政策	直接支払制大幅拡大	直接支払投融資比重:10.2% 親環境畜産直接支払制導入 条件不利地域直接支払制モデル実施(25千ha)	22.6%に拡大(08) 景観保全直接支払制(05)  生産中立直接支払制(06)	22.9%に拡大
	経営安定装置強化	農作物災害保険拡大 葡萄・甘柿・桃・蜜柑全国実施  国家再保険制導入	農業災害保険に拡大 水稲作・施設野菜・人参など12品目に拡大	総30品目に拡大(13)
	農外所得源拡充	農村観光マウル:32カ所  農工団地:304カ所	74カ所(05) 農村観光促進法制定(06) 314カ所に拡大	1,000カ所に拡大(13)  394カ所に拡大
農村政策	社会安全網拡充	健康保険料軽減率:30% 国民年金保険料:10等級所得基準保険料の50%支援	50%に拡大(05) 中位所得基準保険料の50%支援	50%に拡大
	教育・医療・福祉インフラ構築	高校生教育費支援:1.5ha未満農家 乳児養育費支援:1.5ha未満農家 女性農業人センター:27カ所	全農家に拡大(05)  2ha未満農家に拡大(05) 34カ所(05)、163カ所(08)	全農家に拡大(10)



	農村地域開発	農村育成：毎年 20 ヶ所 農村マウル総合開発：16 圏域 住宅融資条件改善	100 圏域(05)	194 ヶ所に拡大(13) 1,000 圏域に拡大(13)
法令整備	農業経済力強化	農地法改定 FTA 特別法制定 品質管理法改定 食品産業育成法制定 農協法改定 糧穀管理法改定	農業・農村基本法改定(05) 農業基盤公社及び農地管理基金法改定(05)	
	農家所得安定	農作物災害保険法改定 負債軽減特別法改定	農水産物流通及び価格安定に関する法律改定(05) 農村観光促進法制定(06)	
	農村福祉及び地域開発	生活の質向上特別法制定	産地資源管理法制定(06)	

資料：表 1 に同じ。

ところで、農林部による農業・農村総合対策についての報道向け発表文では、農業・農村総合対策の 9 大核心農政課題というものを掲げている<sup>7</sup>。それを要約的に列挙して示すと以下の通りである。

- ① 農業中枢勢力としての専業農の育成：経営移譲直接支払制を拡大改編して高齢農の経営移譲を本格推進し、6 ha 水準のコメ専業農 7 万戸を育成。農地規制を緩和して農地銀行制度を導入して農地流動化を促進。
- ② 未来農業を先導する若い人材を養成：毎年、35 才未満の有能な専業農を 1 千名選抜し、専門経営者としての技術指導と経営コンサルティングを強化。営農定着資金などで定着支援。
- ③ 農家所得安定のために直接支払制度などを大幅拡充：直接支払予算を 2003 年 9.4% から 2013 年 23% まで増やし、親環境畜産直接支払制、条件不利地域直接支払制など多様な直接支払制の施行。農産物災害保険制度の拡充。
- ④ 安全食品の供給のための優秀農産物管理制度など導入：優秀農産物管理制度(GAP)を導入して、生産・出荷・加工過程で農薬など有害物質を遮断。
- ⑤ 親環境農業の拡大による安全な農産物の生産と国土環境の保全：農薬と化学肥料使用量を 2013 年までに現在より 40% 縮小、有機質肥料の拡大、天敵の利用、家畜糞尿の資源化を促進。親環境認証制度を整備し、現在 3% 水準の親環境農産物比重を 2013 年

<sup>7</sup> 農林部長官「農業・農村総合対策確定・発表文」(2004 年 2 月 23 日)  
([http://210.114.108.6/epic\\_attach/2004/D0402041-1.hwp](http://210.114.108.6/epic_attach/2004/D0402041-1.hwp))

10%まで拡大。

- ⑥ 新しい農業技術開発と生命工学の活用で付加価値の創出：農業付加価値を高める新品種の育成、栽培技術など必要な技術開発と普及を強化。生命工学を利用してエネルギー、医療分野など新しい領域でも付加価値を創出。
- ⑦ 高品質・高級化で輸出 50 億ドル達成：輸出専門生産団地を精鋭化し、物流センターを活用して日本と中国の高所得層市場で輸出を増大。
- ⑧ 農村福祉インフラの大幅拡充によって農業人の生活の質向上：年金保険料支援を年間 8 万 6 千ウォンから 25 万 7 千ウォンまで年次的に高め、健康保険料軽減率も現在 22%から 50%まで拡大。農家の子女・幼児の保育費と高校生の学費支援を 1.5ha 未満から全農家に拡大し、農村出身大学生の入学金の全額無利子支援。
- ⑨ 「住んでみたい」「行ってみたい」農村の造成：農村が定住空間となるよう、194 ケ村を農村の生活中心地として集中支援、周辺の村 3～5 ヶ所をくくった圏域を農村マウル総合開発として支援。農村観光マウル 1,000 ケ所を造成し、青少年体験学習などを通し、多様な農村観光需要を農家所得に連結。人と資本が農村に集まれるように農村住宅譲渡所得税免除、地方税重複課税排除に加えて、都市民の農協出資許容など制度改善の推進。

以上の核心農政課題を三つの柱に振り分ければ、①、②、④～⑦までの 6 つが農業政策、③が所得政策、⑧、⑨の 2 つが農村政策にあてはまるだろう。核心農政課題と言ってもいいが、特に重点的に推進する課題というより、農業・農村総合対策で掲げた各種施策をほぼ網羅しており、単に 9 つに分類し直したものとさえいえる。

さて、以上の施策を裏付ける資金であるが、2004～2013 年の 10 年間で 119 兆ウォンの投融資を計画している。うち補助金が 89 兆ウォン（74.8%）、融資 30 兆ウォン（25.2%）となっている。分野別の投融資の配分について、入手できた農林部『農業・農村総合対策基本計画』（2004 年 2 月）では対比のための 2003 年と、対策期間中については 2008 年と 2013 年の 2 年分についてしか示していない。また分類が、表 2 のロードマップにおける分類と必ずしも一致していない。ともかくそれを示すと表 3 の通りである。

表3 農業・農村総合対策の分野別投融資計画

分野別	2003		2008		2013	
	百億 W	%	百億 W	%	百億 W	%
農業体質強化・競争力向上	191	24.8	309	28.3	479	32.3
農家所得及び経営安定	159	20.7	285	26.1	447	36.0
うち直接支払事業	72	9.4	247	22.6	341	22.9
農村福祉及び地域開発	66	8.6	160	14.6	256	17.2
農産物支援育成	52	6.7	102	9.3	95	6.4
山林資源育成	50	6.5	66	6.0	81	5.4
農業生産基盤整備	251	32.6	171	15.7	132	8.8
合計	771	100.0	1,089	100.0	1,489	100.0

資料：農林部『農業・農村総合対策基本計画』（2004年2月）

これを見ると、第一に、これまでの農業投融資で比重の大きかった農業生産基盤整備は大幅に縮小していることが分かる。第二に、これと対照的に、農業体質強化・競争力向上および農家所得・経営安定の費目が増大し、この二つで全体のほぼ3分の2以上をしめる。農村福祉・地域開発も大幅増である。

投融資計画の細部までは分からないが、表2のロードマップに照らしてみると、農業体質強化・競争力向上の費目は、経営移譲直接支払制や公共備蓄導入に要する投融資が大部分をしめる可能性が大きい。前者は高齢農家の退出を促進して若壮年の専業農の規模拡大を目指すというものであるから、確かに体質強化・競争力向上を導く可能性があるだろう。しかし、後者の公共備蓄は直接的には体質強化・競争力向上とは必ずしも結びつかない。さらに、農家所得・経営安定の費目のもっとも大きな部分は、直接支払に関わるものである。直接支払は買入政策と違って市場価格に対しては中立的ではあるが、やはり農民保護の性格が濃厚であり、劣弱な農家を温存させる効果がある。その意味で、この投融資計画で最も重点を置く農業体質強化・競争力向上と農家所得・経営安定の二つは相矛盾する可能性があると言える。

農業・農村総合対策で重視する親環境農業については、表2や上述の9大核心農政課題の項目から推察できるように、化学肥料の削減とこれに代わる有機質肥料供給のための諸設備、親環境農産物の認証制度の整備・拡充である。これも投融資計画の細部が分からないので確かなことは言えないが、前者は農業基盤整備に含まれる可能性があり、また、後者は新規に大規模な投融資を必要とするものではないように思われる。

さて、農業・農村総合対策が順調に推進されれば、2013年の韓国農業・農業人・農村の姿は、表1に示したようになると展望されている。つまり、農業においてコメのしめる比重は低下するが、コメ生産では専業農家を中核とした生産がおこなわれ、かつ、親環境農業の進展で安全な食糧供給と一部高品質農産物の輸出が拡大する。農業を担う農業人は、都市勤労者所得を若干上回る所得水準を確保する。そして、農村は福祉の充実、地域開発で農村人口減少を20%程度の水準に食い止めることができるというものである。

## 2) コメ対策

さて農業・農村総合対策は、けっしてコメ対策だけを内容とするものではないが、コメの市場開放化を強く意識して立案されたものである。つまり、関税化を猶予してもミニマムアクセス量の拡大は確実であるし、場合によってはいずれコメの関税化、つまり市場の完全開放もありうることを想定して作られた対策であると考えられる。そこで、農業・農村総合対策のなかでコメ対策に関わる部分をもう少し詳しく見ていくことにしたい。

まず、対策の前提的な条件として、WTO体制のもとでAMS（補助可能総額）の縮減が義務付けられており、これまでの買入制による価格支持政策をそのまま続けていくことができないということである。仮に続けたとしても、買入量や買入価格水準を引き下げていかなければならない。そこで韓国政府は、農業・農村総合対策を期に、これまでの買入制を停止することを決断した。

ところで、現在、韓国のコメ価格は国際価格水準と比べて4～5倍の水準である。ミニマムアクセスの義務履行により外国産のコメ市場参入が確実に拡大していくが、このことによってコメの市場価格低落は必至である。こうした状況のなかで、農業・農村総合対策が打ち出したコメ対策の基本方向は、規模化・高品質化による競争力の維持と価格低落に対する衝撃の緩和である。具体的にコメ対策の重点施策として、以下の三点を挙げている<sup>8</sup>。

第一に、市場開放拡大で米価が下落しても、コメ所得だけで家計費を充足できる6ha水準に規模化を誘導するということである。そこでは現在2～5ha水準の農家（約7万4千戸）を自立可能な専業農として発展させることを目指し、これら農家に164千haの農地を集中移譲させる。このために、農地売買事業における金利引下、元利金償還条件改善などの推進、農地管理基金に対する政府出捐金拡大などを謳っている。

第二に、上記の規模拡大をより実効あるものとするための施策であるが、経営移譲直接支払制の支給単価を大幅に引き上げるとともに、これまでの一時金支給方式を毎月分割支

---

<sup>8</sup> 農林部『農業・農村総合対策基本計画』（2004年2月）

給する年金支給方式に改善するというものである。つまり、63～69歳の高齢農家が水田を売り渡す場合、2004年だと振興地域内水田の経営移譲直接支払金単価はha当たり289万ウォンの一回支給であったが、これをha当たり毎月24万ウォンずつ、最長8年間支給することにした（ただし2haまで）。2005年からは、対象を振興地域外の優良水田、振興地域内の畑にも拡大した。

第三に、現行の秋穀買入制度をWTOが許容する公共備蓄制に転換し、収穫期の米価安定のための民間流通活性化、所得問題を補完するための直接支払制を拡充するということである。具体的には、適正在庫600万石内外を基準として、毎年一定水準を時価で買入れることとした。また、公共備蓄制導入による初期の買入量減少を補完するために、RPC（ライスセンター）など民間流通機能を強化するというものである。RPCによる買入量は、目標として生産量の40%水準まで拡大することを掲げている。直接支払について、水田農業直接支払制では全水田農家を、親環境農業直接支払制では低農薬投入農法実践農家まで対象を拡大するとともに、従前のコメ所得補填直接支払制を改善・補完することとした。

さて、最後に述べたコメ所得補填直接支払制の改善・補完であるが、その内容は2005年7月1日に発表された。これは従前のコメ所得補填直接支払制を改善したというだけでなく、水田農業直接支払制を統合する形に改編された新しいコメ所得補填直接支払制だといえる。親環境農業直接支払制の詳細は、のちに別途検討することにして、ここでは新たに改編されたコメ所得補填直接支払制についてももう少し見ておきたい。

まず、従前のコメ所得補填直接支払制であるが、これは最初、2002年に導入された。当初の制度では、一定の納付金（基準価格の0.5%）を納めた農家に対して基準価格（当初は2001年産コメ収穫時価格、以後、前5年間の収穫時平均価格）と収穫期価格との差額の70%を補填するというものであった<sup>9</sup>。新しいコメ所得補填直接支払制も仕組みは基本的に同じであるが、①事前の納付金の納付を不要とし、広範囲なコメ生産農家を対象とした点、②直接支払による補填比率は2003年に80%まで引き上げられたが、これをさらに85%にまで引き上げたという点で改善したと言える。

もう一つは、水田農業直接支払制を統合したということである。2001年に導入された水田農業直接支払制は、水田の持つ洪水調節機能など公益的な機能の維持を目的とした制度である。一定の水深維持を可能とする平坦さの維持、水資源涵養を可能とする畦畔の維持・

---

<sup>9</sup> 農林部『コメ所得補填直接支払制』（2002年10月）。

管理など、水田形状を保つことを要件として直接支払金を支給した<sup>10</sup>。この直接支払金を、新しいコメ所得補填直接支払制では固定直接支払金として組み込んだ。そして、この部分については年内に支給することとした。従前の水田農業直接支払制では対象農地を 4.0ha までとじていたが、水田農業直接支払を全水田農家に拡大すると謳ったコメ対策重点施策に従って、新しいコメ所得補填直接支払制では上限が撤廃された。

そこで、新しいコメ所得補填直接支払制の具体的内容をもう少し詳しく見れば、以下の通りである<sup>11</sup>。

過去のコメ市場価格趨勢を勘案した目標価格（3年毎に国会の同意で変更）を定め、これと実際の市場価格との差額の 85%を直接支払金によって補填し、コメ収入の大幅な低落の衝撃を緩和させようというものである。直接支払金は固定直接支払金と変動直接支払金から成る。前者は決められた一定金額を 12 月末までに支払うものであり、後者は産地市場価格が確定してから、支払うべき直接支払金総額と固定直接支払金との差額として、翌年 4 月に支払うものである。つまり、変動直接支払金は次のような算式で表される。

$$\text{変動直接支払金} = (\text{目標価格} - \text{収穫期全国産地平均価格}) \times 0.85 - \text{固定直接支払金}$$

具体的な金額として、目標価格は精穀 80kg 当たり 17 万ウォン<sup>12</sup>、固定直接支払金は当初 ha 当たり 60 万W (9,836W/80kg) と定められた。当初と言ったのは、後述するようにコメ交渉同意案の国会批准を進めるために、農民の要望を受けて、固定直接支払金を増額したからである。なお、コメ所得補填直接支払制の対象は、1998～2000 年まで水田農業に利用された農地で、0.1ha 以上水田農業に従事する農業人・営農組合法人・農業会社法人である。ただし、上述のように水田農業直接支払制を受け継いでいる固定直接支払金については、

<sup>10</sup> 直接支払金の単価は農業振興地域と非振興地域とで差がつけられ、下の表のように推移してきた。

	2001	2002	2003	2004	2005
振興地域(千ウォン)	250	500	500	532	550
非振興地域(千ウォン)	200	400	400	432	450
対象上限(ha)	2.0	2.0	3.0	4.0	5.0

資料：関連資料より筆者がまとめた。

注：2005 年は、年初の計画の数値である。本文で述べたように、単価は最終的に 70 万ウォンに増額され、対象上限は撤廃された。

<sup>11</sup> 農林部ホームページ

([http://www.maf.go.kr/user.tdf?a=user.maf\\_portal.business.BusinessApp&c=1002&mc=05070000&fn=business07\\_01.htm](http://www.maf.go.kr/user.tdf?a=user.maf_portal.business.BusinessApp&c=1002&mc=05070000&fn=business07_01.htm))

<sup>12</sup> 目標価格は、厳密には 170,070 ウォンであるが、これは 2001～03 年の産地平均価格(157,969 ウォン/80kg)+2001～03 年の秋穀買入直接所得効果(3,021 ウォン/80kg)+2003 年の水田農業直接支払所得効果(9,080 ウォン/80kg)として算出されたものである（農林部ホームページ「コメ交渉に続く国内対策」<http://www.maf.go.kr/index.jsp>)

これを受けるために、水田としての形態と機能を維持していなければならない。ただ、固定直接支払金は、水田形態を維持していれば、他作物を栽培していても休耕であっても受給が可能である。一方、変動直接支払金は固定直接支払金要件を満たし、かつ、農薬及び化学肥料の使用基準を遵守しなければならず、農地に湛水してコメを生産していなければならない。

上述のように、一定の要件を満たす必要があるが、基本的に、コメ生産農家は、米価がどうであれ少なくとも確実に固定直接支払金を受け取り、また、コメの市場価格が変動しても目標価格の85%までは変動直接支払金により補填されることになったといえる。

つぎに、コメ対策の基本方向で打ち出された高品質化については、2005年7月12日にコメ品質高級化補完対策が発表された<sup>13</sup>。そこでは6大推進課題を掲げている。第一に、冬期の緑肥栽培面積の拡大、珪酸質肥料供給の拡大、稲藁還元の拡大などによる地力増進で、高品質米の生産基盤を造成することである。第二に、ウングワン、コプム、サムグワンはじめ消費者が認める9~10種の最高品種の開発と育成である。第三に、自治体・RPCの保証種子、政府普及種子などの優良種子の供給拡大である。第四に、適期田植・適正株数確保・適正水管理・窒素肥料削減・最小病害虫防除・適期収穫の6大栽培技術の早期定着である。第五に、RPCとの契約栽培、RPCの乾燥・貯蔵施設の拡充、RPCの統廃合によるRPC収穫後管理システムの革新である。第六に、原産地不正流通取締、包装糧穀表示制定着などを通じた、消費者に信頼される流通体系の確立である。

以上に見てきた農業・農村総合対策におけるコメ対策の性格を規定するとすれば、つぎのように言える。一つは、繰り返しになるが、規模化による競争力確保のための農家選別的な性格と、当面の価格下落に対する救済のための農家保護的性格という、ある意味で、相反する政策が混在しているということである。もう一つは、これに親環境農業の重視傾向が加味されていると特徴づけることが出来るだろう。

### 3) コメ交渉同意案批准に向けた追加支援対策

さて最初に述べたように、2005年6月以降、国会に提出されたコメ交渉同意案の批准は農民の反発を受けた。そこで、政府は農民団体などと懇談会を重ねて、そこで出された建議を検討した。農民の反発を少しでも和らげ、批准を実現するために、8月17日と10月28日の二回、追加支援対策を発表した。この二回の追加支援対策について重要な点を示せば、つぎのようになっている<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> 農林部報道発表文「コメ品質高級化補完対策推進」(2005年7月12日)  
([http://210.114.108.6/epic\\_attach/2005/D0507032.pdf](http://210.114.108.6/epic_attach/2005/D0507032.pdf))

<sup>14</sup> 農林部『コメ交渉批准以後追加対策』(2005年11月23日)  
(<http://www.maf.go.kr/upload/images/pop1129.gif>)

まず、8.17 追加支援対策である。第一に、固定直接支払金の単価を ha 当たり 60 万ウォンから 70 万ウォンに上げた。第二に、公共備蓄のための買入量を、今年度については初年度であることを勘案して、300 万石から 400 万石に拡大した。第三に、R P C 乾燥・貯蔵施設、農業基盤施設、親環境農業インフラ構築など施設・インフラの拡充支援と農林水産業者信用保証基金出捐金の拡大や農地銀行制度の早期導入、リーダ的後継者への融資増額など金融面での支援拡大である。これに伴う追加的財源規模は 22,339 億ウォンであり、その内訳は表 4 のようになる。



表4 8.17 追加支援対策所要財源 (単位:億ウォン)

事業名	05 予算 (A)	06 予算(案) (B)	増減		備考
			(A)-(B)	%	
合 計	17,988	22,339	4,758	27.1	
コメ直接支払金	5,988	6,986	998	16.7	単価引上: 60→70 万 W/ha 対象面積: 998 千 ha
変動直接支払金	724	811	87	12.0	05 年産米価が 04 年産より 5% 下 落時変動支払金所要
農信保出捐金	4,000	5,780	1,780	44.5	04 年代位返済 7,185 億 W 勘案
親環境農業支援	1,492	2,018	526	35.3	有機質肥料: 70→120 万トン 広域団地 3 カ所モデル事業実施
農地銀行農地買入	—	100	100	純増	負債農家経営回復のため 66ha モ デル実施
先導後継農業人追加支援	—	19	19	純増	総支援規模: 1,200 億 W 1,500 名、1 人当たり 8 千万 W
条件不利地域直接支払制	123	532	409	332.5	利子補填事業として実施 支援面積: 31→187 千 ha
乳児養育費支援	224	234	10	4.5	傾斜度 14% 以上全国拡大 支援対象: 2→5ha 未満
R P C 乾燥・貯蔵施設増設	93	133	40	43.0	支援人員: 31 千名 50→66 カ所、農特会計移管推進
農業基盤施設支援 水利施設改補修・維持管 理	4,937	5,726	789	16.0	(110 カ所、268 億 W) 05 年公社債 3,000 億 W の 06 年償 還予算 744 億 W 含む

資料: 農林部『コメ交渉批准以後追加対策』(2005 年 11 月 23 日)

続いて、10.28 追加対策である。第一に、固定直接支払金の単価を、さらに 10 万ウォン引き上げて ha 当たり 80 万ウォンとする案が提起された。ただし、これは認められなかったようである。第二に、収穫期米価安定のため、公共備蓄のための買入量 400 万石とは別に、100 万石を追加して買入れることにした。結局、2005 年は 500 万石の買入れとなるが、これは 2004 年の買入量 494 万石とほぼ同水準となった。第三に、2001 年相互金融低利支援資金の償還延期、政策資金や農地購入資金の金利引き下げなどの金融的な優遇措置が採られた。第四に、施設米利用児童など養育費支援を女性農業人支援のかたちで実現した。この追加措置による財源規模は 24,530 億ウォンで、その内訳は表 5 のようになる。

表5 10.28 追加支援対策所要財源 (単位:億ウォン)

事業名	06 政府予算案(A)	国会調整推進(B)	増減(B-A)	備考
合計	7,219	9,410	2,191	
01 相互金融資金償還延期		549	549	元金 10%以上を償還する場合、5年分割償還(金利 3%)、それ以外 3年分割償還(金利 5%)
農地銀行事業拡大 (経営回復支援農地買入事業)	100	422	322	全国単位モデル事業推進のため事業量拡大 事業量：66ha→277ha
R P C 乾燥・貯蔵施設増設	133	249	116	農特会計移管及び事業量拡大 事業量：66 →110カ所、単価：4.5→5.5億 W/カ所
女性農業人手助け支援		206	206	施設米利用児童養育女性農業人の営農手助けとして養育費一部支援 対象：48.3千名
コメ所得保全固定直接支払金	6,986	7,984	998	固定直接支払金単価追加引上：ha 当 70→80万 W(関係部署未合意事項)

資料：表4に同じ。

以上の追加対策は、ある意味で当然ではあるが、コメ市場拡大に対する救済措置の補強であって、これによって農民保護的性格がより濃厚となったといえる。こうした補強措置は、農業・農村総合対策が目指すもう一つの競争力拡大のための規模化など選別的政策を制約することになるであろう。

## 4 親環境農業政策

### 1) 韓国における親環境農業政策の概況

韓国で親環境農業への関心が高まって、これが政策として本格的に推進されはじめたのは、1993年に出帆した金泳三政権以降だといえよう。それを象徴するのが1994年12月、農林部に環境農業課(のちに親環境農業課と改称)が新設されたことである。その後、法制面では1997年に環境農業育成法(のちに親環境農業育成法に改定)が整備され、1999年に親環境農業直接支払制が施行された。また、2001年には親環境農業育成5ヵ年計画(2001~05年)が樹立され、2004年には親環境農業育成と農産物安全性確保対策が打ち出されている<sup>15</sup>。この間の韓国における親環境農業政策の経緯については、既に日本でもいく

<sup>15</sup> 農林部親環境農業政策課『2005年度親環境農業育成政策』(2005年4月)

つかの論考において紹介されている<sup>16</sup>。そこで、本稿は最新の親環境農業政策に限定して見ていくことにしたい。

その前に、簡単に、韓国の親環境農業政策の概況をまとめておきたい。韓国の親環境農業政策では、農薬および化学肥料の使用量に従って有機農産物（3年以上、農薬・化学肥料を使用しないで栽培）、転換期有機農産物（1年以上、農薬・化学肥料を使用しないで栽培）、無農薬農産物（基準量以下の化学肥料を使用し、農薬を使用しないで栽培）、低農薬農産物（基準量以下の化学肥料を使用し、基準量の1/2以下の農薬を使用して栽培）と分類し、これを公的な検査機関で検査し、合格したものを親環境認証農産物としている。親環境農業政策が直接的に目指すのは、この親環境認証農産物の生産・流通の拡大である。それを通じて、最終的には安全な農産物を国民に供給するとともに、品質競争力を向上させて農家所得の向上、国土環境の保全に寄与することを目指すとしている<sup>17</sup>。また、言うまでもないが、親環境農業政策は、WTO体制後の農産物市場開放への対応策でもある。

では、いかにして親環境農業を推進していくかということであるが、その中心となる政策手段は直接支払制である。つまり、親環境農業を実践する農家に対しては、直接支払金というインセンティブを与えることによって親環境農業を促進していこうというものである。この他の政策としては、有機質肥料供給拡大のための種々の支援拡大、親環境農産物の流通活性化のための認証制度の拡充などが主たるものである。

さて、この間の親環境農業政策の実施を通じて韓国の親環境農業の現況がどうなっているかをみると、表6のようになっている。

---

<sup>16</sup> 主要なものを挙げれば、以下の通りである。深川博史「韓国の土地所有と『親環境農業』政策」（日本経済政策学会編『21世紀日本の再生と制度転換』、勁草書房、2001年）、足立恭一郎「韓国の食料安全保障対策—親環境農業振興政策の貫徹が"鍵"—」（『農業および園芸』第77巻第1号、2002年1月）、足立恭一郎「調査資料 親環境農業路線に向かう韓国農政—農林部長官・大統領府首席秘書官インタビューから—」（『農林水産政策研究』第2号、2002年3月）、細居俊明「グローバリゼーション下、経済危機後の韓国農業の新たな展開—輸出拡大と『親環境農業』—」（高知短期大学『社会科学論集』第82号、2002年3月）、青山浩子「国際化に向け一歩を踏み出した韓国農業(2)親環境農業への取り組み」（『農林経済』第9471号、2002年9月19日）、岩澤聡「韓国の親環境農業」（『レファレンス』第59巻9号、2004年9月）

<sup>17</sup> 農林部親環境農業政策課『2005年度親環境農業育成政策』（2005年4月）

表6 韓国の親環境農業の現況

区 分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	(%)
全体	農家数(戸)	1,306	2,484	4,678	11,892	23,301	28,951	100.0
	面積(ha)	875	2,039	4,554	10,754	22,238	28,261	100.0
	生産量(t)	26,643	35,406	87,279	200,374	365,203	460,735	100.0
有機	農家数(戸)	355	353	439	877	1,451	1,458	5.0
	面積(ha)	230	296	448	1,062	1,894	2,516	8.9
	生産量(t)	6,996	6,538	10,625	16,249	24,438	23,446	5.1
転換 有機	農家数(戸)	-	-	3	628	1,297	1,825	6.3
	面積(ha)	-	-	2	54	1,443	2,106	7.5
	生産量(t)	-	-	45	4,865	8,849	13,300	2.9
無農薬	農家数(戸)	449	1,060	1,645	4,084	7,426	9,776	33.8
	面積(ha)	262	876	1,293	3,727	6,756	8,440	29.9
	生産量(t)	11,798	15,694	32,274	76,828	120,358	167,033	36.3
低農薬	農家数(戸)	502	1,036	2,591	6,303	13,127	15,892	54.9
	面積(ha)	383	867	2,811	5,911	12,155	15,154	53.6
	生産量(t)	7,849	13,174	44,334	102,432	211,558	256,956	55.8

資料：国立農産物品質管理院「親環境農産物流通実態調査(2005年上半期)：ソウル近郊地域を中心に」

(2005年10月20日) (<http://blog.naver.com/withseol/40018694513>)

これを見ると、親環境農業実践農家は年々、確かに増えている。しかし、2004年の親環境農業実践農家29千戸は、総農家数1,240千戸の2.3%にとどまっている。面積を基準にしてみると、総耕地面積は2004年1,836千haであるから、わずか1.5%に過ぎない<sup>18</sup>。また、親環境農業の程度であるが、2004年について農家、面積、生産量のいずれの指標で見ても半分以上が低農薬栽培、無農薬まで含めるとほぼ9割になってしまう。韓国の親環境農業は、まだまだ発展途上というか、初期段階であるといえる。

さらに2004年の親環境農業を品目別、認証別に見ると表7のとおりである。

<sup>18</sup> 農林部『農林業主要統計 2005』（2005年9月）をもとに算出。

表7 親環境農業認証品目別・認証段階別状況(2004年) (単位:トン)

区分	計	(%)	有機栽培	転換期有機栽培	無農薬栽培	低農薬栽培
計	460,735 (100.0)	100.0	23,446 (5.1)	13,300 (2.9)	167,033 (36.3)	256,956 (55.8)
穀類	45,980 (100.0)	10.0	3,032 (6.6)	3,769 (8.2)	27,788 (60.4)	11,391 (24.8)
果実類	151,074 (100.0)	32.8	786 (0.5)	1,695 (1.1)	6,138 (4.0)	142,455 (94.3)
野菜類	199,159 (100.0)	43.2	18,505 (9.3)	6,571 (3.3)	73,835 (37.1)	100,248 (50.3)
薯類	11,117 (100.0)	2.4	840 (7.6)	1,216 (10.9)	6,247 (56.1)	2,841 (25.6)
特作類	9,499 (100.0)	2.1	14 (0.2)	4 (0.0)	9468 (99.7)	13 (0.1)
その他	43,906 (100.0)	9.5	269 (0.6)	45 (0.1)	43,557 (99.2)	35 (0.1)

資料：表6に同じ。

ここから分かることは、第一に、親環境農産物の大部分を野菜(43.2%)と果実(32.8%)が量的に占めるということである。第二に、農産物によって親環境農業認証程度に違った特徴が見られる。果実は9割以上が低農薬栽培でしかない。野菜も半分は低農薬栽培であり、無農薬栽培が4割弱ある。特作類とその他は、ほとんどすべてが無農薬栽培である。穀類と薯類は似ていて、無農薬が約6割、低農薬が2割5分、有機・転換有機が1割5分程度あり、作物の中ではもっとも進んだ親環境農業栽培がおこなわれていると言える。ところで、穀類46千トンの内訳は分からないが、もしそのすべてをコメと仮定したとしても、親環境農業によるコメ生産量は2004年コメの総生産高4,960千トンのわずか0.9%に過ぎないことになる<sup>19</sup>。一応、以上のことを確認した上で、最近の親環境農業政策の具体的内容をつぎに見ていくことにする。

## 2) 2005年親環境農業主要施策

農林部は2005年親環境農業主要施策として9つの推進課題を挙げた<sup>20</sup>。第一に、先にも述べたように、この政策の主要な手段である親環境農業直接支払制では、2005年から低農薬栽培についても支給対象にしたということである。親環境農業直接支払制については、

<sup>19</sup> 同上。

<sup>20</sup> 農林部親環境農業政策課『2005年度親環境農業育成政策』(2005年4月)

あとで別途、詳しく述べることにする。

第二に、親環境農資材の支援拡大である。有機質肥料の供給を 2004 年の 60 万トンから 2005 年は 70 万トンとするために、支援を 2004 年の 210 億ウォンから 245 億ウォンに拡大する。さらに天敵・キト酸・木酢液などに対する付加価値税減免によりこれらの使用拡大を図る。

第三に、親環境農業基盤の拡充および実践農家への支援である。具体的には、親環境農業地区を造成して、親環境農業取り組みのために必要な施設と装備を支援することである。親環境農業地区は 2004 年までに 679 カ所 (12,866ha) が造成されているが、2005 年には 63 カ所を計画し、このための資金は 168 億ウォンである。なお、2013 年までには邑・面に 1 カ所、全国で 1,500 カ所の親環境農業地区の造成を目標としている。さらにまた、四大江流域・セマングム上流・市郡親環境農業特区で、畜産・耕種連携の 1 千 ha 規模の広域的な自然循環系親環境農業団地を 2005～13 年までに 50 カ所造成する計画であり、2005 年にはまず基礎調査を開始する。もうひとつは、園芸作物栽培における天敵害虫防除を促進するために天敵購入費の 80% (国庫 50%、地方費 30%) を支援することである。

第四に、親環境農産物流通を活性化し、消費促進を誘導することである。消費者の信頼を向上するための教育や多様な広報の展開、学校給食への親環境農産物の供給拡大、地域農協と親環境農業団体との産直への支援などである。

第五に、親環境農業農産物認証制度の改善である。現行の 4 種類の認証農産物分類を有機 (転換期を含む)、無農薬 (畜産は無抗生物質)、低農薬の 3 種類に単純化すること、認証の信頼性を向上するために民間認証機関に 5 年の指定有効期間を設定し、認証取り消し処分を受けた者には 1 年間認証申請の禁止措置をとることにした。

第六に、親環境農業の取り組みへのインセンティブを高めるため、親環境農業大賞を制定したことである。部門として自治体、技術開発、生産者、流通業者、教師などがあり、すでに第 1 回の受賞は自治体 (楊平郡)、生産者 (寶城郡 カン・テイン)、流通 (ハクサ農場)、技術開発 (済州 イ・ヨンミン)、教師 (洪川農高 イ・ミョンス) に決定して 2005 年 1 月 19 日に授賞式が行われた。

第七に、親環境農業行政専門担当組織の拡充を推進することである。農林部では 2004 年 3 月、課名を親環境農業政策課に改編した。中央レベルでは、農村振興庁、農業科学技術院で親環境技術課と親環境農業課を新設し、農協中央会では親環境農業チームを親環境農業事業団に拡大改編した。また、地方自治体の場合、広域自治体では 100%、基礎自治体で

は 160 市郡のうち 67 で組織を新設した。

第八に、土壌改良、客土、草地造成などによる土質改善である。このために土壌改良材（石灰・珪酸）の供給、農業総合資金による融資をする。

第九に、家畜糞尿の資源化による自然循環農業の推進である。具体的には、家畜糞尿の堆肥化・液肥化のための施設や付帯装備への支援である。

第十に、農村環境汚染を軽減するために廃営農資材の回収を促進することである。すでに農薬空き瓶回収率は 100%、廃ビニール回収率は 58%だが、合成樹脂容器の回収率はまだ低い。このために、国庫支援（85 千トン、2,550 百万ウォン）をし、年 2 回の廃営農資材回収週間を中高生の社会奉仕活動と連携して実施することが考えられている。

### 3) 2005 年親環境農業直接支払制

1999 年からはじまった親環境農業直接支払制は、2001 年までは、農林部が選定した環境規制地域（上水源保護区域、自然公園地域）で親環境農業を実践する 5 戸以上の生産組織の農家を対象としていた。2002 年からは地域的な制限をはずして全国に拡大したが、対象農家を無農薬以上の栽培農家と厳格化した。しかし、前述のように、2005 年から低農薬栽培農家も対象に含めることになった。ただし、1 農家当たり直接支払金の対象農地は 0.1ha 以上、5.0ha までである。直接支払金は最初の選定年度から 3 年間、1 年に 1 回支給することになっている。これまでの実績は、つぎの表 8 のようになっている。表 6 で親環境農業実践農家が着実に増え続けていることを見たが、親環境農業直接支払は、上述のように 2002 年から対象地域を全国に拡大したものの対象農家を無農薬以上にしたため、事業量、補助金総額は 2002 年に一挙に縮小している。しかし、2005 年から再び低農薬栽培農家まで対象を拡大したことで、事業量、補助金総額も増大した計画になっている。

表8 親環境農業直接支払金実績 (単位:百万ウォン)

区分		1999-2001	2002	2003	2004	2005 計画
事業量 (ha)		31,716	5,731	5,270	7,934	11,389
補助金 (畑)	計	17,193	3,003	2,988	5,492	6,938
	農家補助	16,620	3,003	2,988	5,492	6,938
	材料費	573	—	—	—	—

資料：農林部『2005年度農林事業施行指針書 総4巻中第4巻』（2004年12月）

注：2003年度より、水田部分の親環境直接支払いは水田農業直接支払い事業予算に別途編成

さて、問題は直接支払金の単価である。畑作物の場合、1999年から2004年まではha当たり一律524千ウォンであった。しかし、2005年から親環境農業の認証程度により差を付けた。すなわち、524千ウォンを基本単価として、低農薬なら基本単価だけ、無農薬だと150千ウォンのインセンティブを付加して674千ウォン、有機（転換期有機も含む）だと270千ウォンのインセンティブを付加して794千ウォンを受け取ることが出来る。水田作物の場合は、すでに2003年から水田農業直接支払制に包含されるに伴って、認証程度によってインセンティブ付加をはじめていた。2005年の場合には、548千ウォンを基本単価にして、上記の畑作物と同様に、有機・転換有機には270千ウォン、無農薬には150千ウォンのインセンティブを付加するとなっていた。しかし、水田農業直接支払制が新しいコメ所得補填直接支払制に統合されることにより、単価は固定直接支払部分である60万ウォン（その後の追加対策で70万ウォン）となった<sup>21</sup>。

予算的には水田農業直接支払制で実施されるとあるが、農林部『2005年度農林事業施行指針書 総4巻中第4巻』（2004年12月）が出された時点では、水田農業直接支払制事業計画の予算を示しており、それによれば、親環境農業のインセンティブ部分についての予算は797百万ウォンとなっている。水田の親環境農業の事業規模について、この予算案では低農薬部分が分からないのだが、有機・転換有機が1,036ha、無農薬が3,449ha、合わせて4,485haである。これが水田における親環境農業実践の実情を示すものと思われるが、それは2004年水田面積1,115千haに対して0.4%である。表7の穀物生産で、親環境農業認定のうち有機・転換有機、そして無農薬を合わせると75.2%となる。親環境農業によるコメ生産も同じ按分でおこなわれていると仮定して、無農薬栽培も含めた水田における親環境農業を推定すると0.5%となる。先の表7をもとにした推定では、低農薬も含めた親環

<sup>21</sup> 農林部親環境農業政策課『2005年度親環境農業育成政策』（2005年4月）しかし、固定直接支払金の支給要件は、農薬・肥料の安全使用基準の遵守でしかない。その金額がそのまま低農薬栽培に適用されるというのはよく理解が出来ないが、確かめられなかった。もしそうであれば、低農薬栽培へのインセンティブは働かないことになる。



境農業によるコメ生産は最大限でも総生産の0.9%程度としたが、恐らく0.5~0.9%というところが実態なのだろうと考えられる。いずれにしても、親環境農業の水準はまだまだ低い。しかし、大部分の水田農家を対象とするコメ所得補填直接支払制では、水田農業直接支払制を組み込むことにより、親環境農業のレベルまでは行かないが肥料・農薬の適正使用基準を履行条件としており、過剰な肥料・農薬の使用を防ぐ政策的仕組みが組み込まれていると言えよう。

## 5 小括

韓国はコメ関税化猶予をさらに延長したのだが、ミニマムアクセスによって確実に外国産のコメ輸入が増大するので、関税化した場合とどちらが有利になるかは議論の分かれるところである。どの程度の関税率を設定するかによって変わってくるが、かなりの高関税を課すことが出来れば関税化の方が有利になるかも知れない。ただ状況として、WTOのDDA（ドーハ開発アジェンダ）交渉が決着していないから断言は出来ないが、今後、農産物においても高関税の維持はかなり困難であることが予想される。関税化に移行した場合の不確実性よりも、予測確実なミニマムアクセスを韓国は選択したのだろう。

ただ、本論で述べたように、10年後に恐らく外国産のコメ輸入量は、消費量の10%を上回るだろうと予想されている。そして、その30%、つまり消費量の3%は、外国産のコメが飯米用として流通することになる。この数値を大きいと見るか小さいと見るかは、立場によって違うであろう。少なくとも韓国のコメ生産農家の立場から見れば、安価な外国産が市場に確実に参入してくる影響は決して小さくない。政府はこうしたコメ生産農家の立場も考慮しなければならないのだから、影響を出来るだけ緩和する政策を採らざるを得ないのも、ある意味で当然である。しかし、政府は、また、国民経済的な立場から望ましいコメ農業の実現を目指す政策を進めていかなければならない。この点について、韓国政府はコメ市場開放にも耐えうる競争力のある専業農家を規模化していくことを掲げている。すなわち、農業・農村総合対策では、具体的に6ha規模の専業コメ生産農家を7万戸育成していくことを目標としている。さらに、外国産コメとの差別化をはかるために、親環境農業を拡大して高品質で安全なコメを供給することを目指している。

さて、こうした国民経済的立場に立った政府の長期的政策に対して、コメ交渉同意案をめぐってつぎつぎに打ち出されたコメ対策は、農民の反発を和らげるために採られた短期的な視野の対応といえる。一言で、それはコメ農家丸抱えの救済策である。本文中でも繰り返し述べたことであるが、こうした対応の蓄積は、結局、長期的政策を阻害してしまう可能性がある。水田農業直接支払制を組み込み、すべてのコメ生産農家を対象とした新し

いコメ所得補填直接支払制は、そうした性格が濃厚である。これは目標価格を市場価格の趨勢によって決めることになっているので、できるだけ市場メカニズムを活かす仕組みが組み込まれてはいるが、最終的には国会で決めることになっており、ここで政治的手心が加わる余地がある。現在の韓国政府は、相当にポピュリスト的性格が強いため、そうした可能性は小さくない。

もう一つ、長期的政策の中でも、規模化して競争力を強化するという方向と親環境農業を促進する方向は、単純には並立しないということである。親環境農業は高品質で安全なコメを生産するのだから競争力を増すと考えることが出来るのだが、親環境農業には相当の労働投入を必要とし、もしそれを粗忽にすれば、生産性は極端に減退してしまうだろう。労働力がますます減少している中で、規模化と親環境農業を両立させて進めることは決して容易なことではない。

(2006年1月20日脱稿)